

令和7年度 第1回 山形県いじめ問題審議会

日時：令和7年11月26日（水）

10時00分～11時30分

場所：山形県庁1201会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 議 事

(1) 報 告

- ・ 本県におけるいじめの現状等について

(2) 協 議

- ・ いじめの防止等に向けた今後の取組みについて

4 閉 会

配布資料一覧

- 次第
- 山形県いじめ問題審議会委員名簿
- 事務局及びオブザーバー出席者名簿
- 席次表

資料 1 いじめの定義等・認知・解消について

資料 2 令和 6 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

資料 3－1 令和 6 年度の学校等におけるいじめの防止等に係る状況
(県内公立学校)

資料 3－2 令和 6 年度いじめの防止等に係る取組「点検表」

資料 4－1 令和 7 年度第 1 期「いじめに関する定期調査(本県調査)」の結果について

資料 4－2 学校種別の「いじめに関する定期調査(本県調査)」の結果

資料 5 いじめの防止等に向けた今後の取組み

参考資料 1 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

参考資料 2 いじめの現状等に係る調査(資料 2～4)の基本情報

別添資料

- いじめ発見調査アンケート(中学・高校用)
- いじめに関する保護者アンケート
- いじめ早期発見のためのチェックリスト例(家庭用)
- いじめをゆるさない、見逃さないためのリーフレット

山形県いじめ問題審議会 委員名簿

(第6期：令和6年8月1日～令和8年7月31日)

氏 名	現 職	備考
はな や みち こ 花 屋 道 子 (会長)	県立米沢栄養大学 教授	
あ だち え り 安 達 え り	特定非営利活動法人「With 優」 統括	
き むら まさ ゆき 木 村 正 之	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院 院長	
こ ぎ ひろ みち 古 城 博 道	古城博道法律事務所 弁護士	欠席
さか もと み か 坂 本 ミ 力	県スクールカウンセラー	
さ とう こう へい 佐 藤 宏 平	山形大学地域教育文化学部 教授	欠席
たけ だ やす ひろ 武 田 靖 裕	県PTA連合会会长	
むら やま ゆい 村 山 結	若宮病院 公認心理師・臨床心理士	

(敬称略)

**令和7年度第1回山形県いじめ問題審議会
事務局及びオブザーバー出席者名簿**

【事務局】

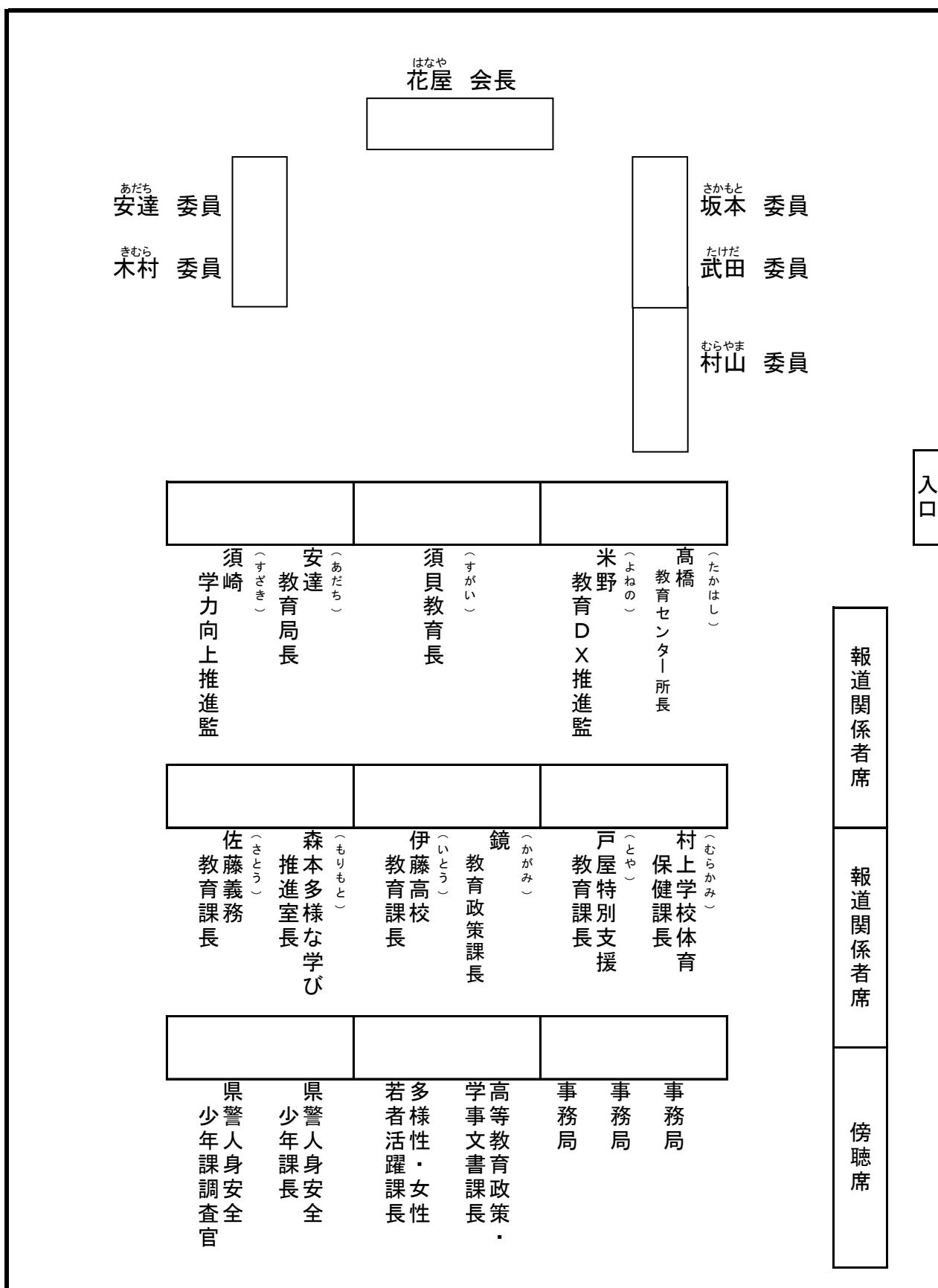
所 属	職 名	氏 名	備 考
教育局	教育長	須貝 英彦	
教育局	教育局長	安達 晃司	
教育局	教育DX推進監	米野 和徳	
教育局	学力向上推進監	須崎 智志	
教育センター	所 長	高橋 俊彦	
教育局教育政策課	課 長	鏡 裕之	
教育局義務教育課	課 長	佐藤 元	
教育局義務教育課 多様な学び推進室	室 長	森本 真紀	
教育局特別支援教育課	課 長	戸屋 学	
教育局高校教育課	課 長	伊藤 久敏	
教育局学校体育保健課	課 長	村上 周市	

【オブザーバー】

所 属	職 名	氏 名	備 考
総務部 高等教育政策・学事文書課	課 長	齋藤 満宏	
しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課	課長補佐	三浦 長人	
警察本部生活安全部 人身安全少年課	課 長	渡邊 宏徳	
	調査官	中條 芳彦	

令和7年度 第1回 山形県いじめ問題審議会 席次表

開催日時：令和7年11月26日（水）
10:00～11:30
開催場所：山形県庁 1201会議室



いじめの定義等・認知・解消について

1 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

※いじめの理解・考え方（政府のいじめの防止等のための基本的な方針）

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる
- ・いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる

(2) 具体的ないじめの態様（政府のいじめの防止等のための基本的な方針）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（いじめと判断する場合の例）

- ・好意から行った行為が意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合
- ・すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合

(3) いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定）

○重大事態の種類

- ①第1号：「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な事態が生じた疑いがあるとき」
- ②第2号：「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき」

○児童等の状況により、「1号事案かつ2号事案」という場合もある

○令和6年度の県内の重大事態発生件数は2件（1号かつ2号事案が1件、2号事案が1件）

〈重大事態発生件数〉 (件)

	R2	R3	R4	R5	R6
山形県	3	2	7	2	2
1,000人あたり	0.03	0.02	0.07	0.02	0.02
全国	514	705	923	1,306	1,406
1,000人あたり	0.04	0.05	0.07	0.10	0.11

2 いじめの認知

(1) 文部科学省の考え方

〔R7.10.29 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果
及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）〕

- いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している

(2) 本県独自のいじめ認知の取組み

①本県独自のいじめ発見調査アンケートの年2回実施（児童生徒・保護者対象）

②いじめ発見調査アンケートの結果をもとに児童生徒との面談の実施

上記①、②を徹底して実施し、積極的にいじめを認知している

3 いじめの解消（政府のいじめの防止等のための基本的な方針）

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月が目安）
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の結果について

- 調査主体…文部科学省
- 調査対象…国公私立小学校（県内222校） 国公私立中学校（県内96校）
国公私立高等学校（県内57校）
国公私立特別支援学校（県内19校）
- 調査期間…令和6年度間

問題行動等の概況

1 暴力行為

本県の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、令和5年度に比べて34件増加し、計100件でした。校種別では、小学校では減少、中学校、高等学校では増加しました。

2 いじめ

本県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和5年度に比べて290件減少し、計11,731件でした。校種別では、小学校、中学校、高等学校では減少、特別支援学校では増加しました。

3 小中学校の不登校

本県の小・中学校における不登校児童生徒数は、令和5年度に比べて4人増加し、計2,343人でした。校種別では、小学校では増加、中学校では減少しました。

4 高等学校の不登校・中途退学

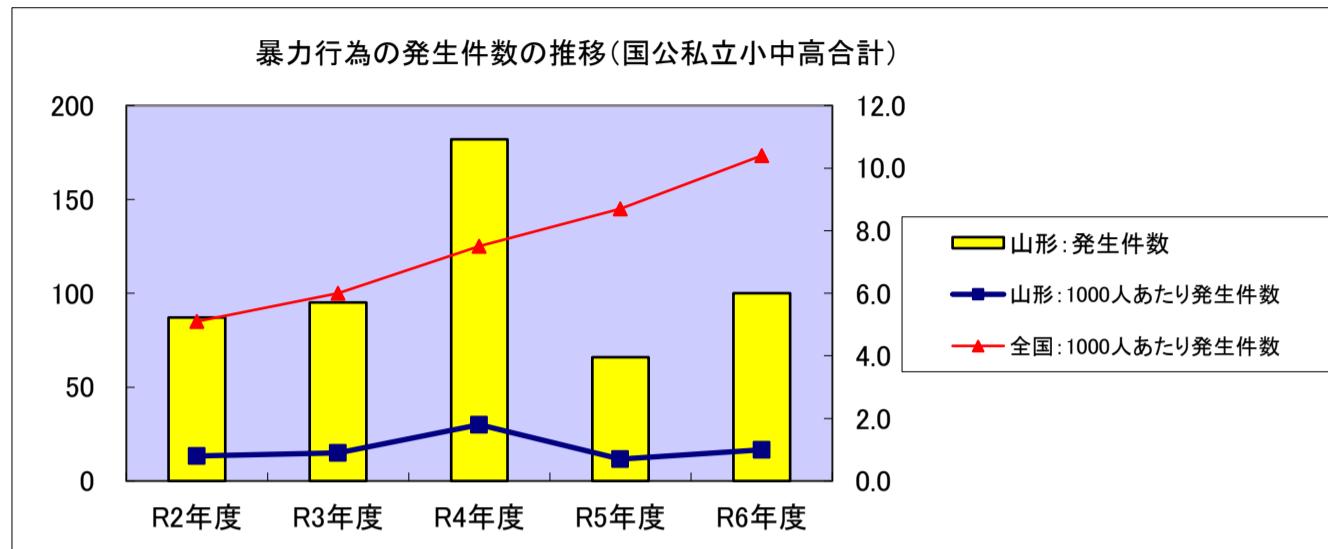
本県の高等学校における不登校生徒数は、令和5年度に比べて2人減少し、計642人でした。
中途退学者数は、令和5年度に比べて36人減少し336人でした。

1 暴力行為について（国公私立小中高合計）

(1) 暴力行為の発生件数の推移

(単位：件)

	年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
山形	発生件数	87	95	182	66	100	34
	1,000人あたり	0.8	0.9	1.8	0.7	1.0	0.3
全国	1,000人あたり	5.1	6.0	7.5	8.7	10.4	1.7



(2) 学校種別暴力行為の発生件数の推移

(単位：件)

	年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
小学校	山形	合計	18	36	90	17	11 △ 6
		1,000人あたり	0.4	0.7	1.8	0.4	0.2 △ 0.2
	全国	合計	41,056	48,138	61,455	70,009	82,997 12,988
		1,000人あたり	6.5	7.7	9.9	11.5	13.8 2.3
中学校	山形	合計	29	33	49	13	24 11
		1,000人あたり	1.1	1.2	1.8	0.5	0.9 0.4
	全国	合計	21,293	24,450	29,699	33,617	40,039 6,422
		1,000人あたり	6.6	7.5	9.2	10.4	12.6 2.2
高等学校	山形	合計	40	26	43	36	65 29
		1,000人あたり	1.4	0.9	1.6	1.3	2.4 1.1
	全国	合計	3,852	3,853	4,272	5,361	5,823 462
		1,000人あたり	1.2	1.2	1.3	1.7	1.8 0.1

※調査対象：通信制高校を含む

【教育委員会コメント】

本県の学校種別の発生件数の推移をみると、令和6年度は小学校で減少、中学校と高等学校では増加しました。中学校と高等学校は昨年度と比べて増加したものの、小中学校における1,000人あたりの発生件数は、全国と比べて非常に少ない結果になっています。

その要因として、これまでに継続してきた、道徳の授業と特別活動におけるロールプレイやソーシャルスキルトレーニング等を通して、場に応じた言動や、感情のコントロールを学んだり、周囲の児童生徒の理解も進めたりしたことで、行為を発生前に抑えたり、繰り返さないように継続的に指導していることがあげられます。

中学校・高等学校での発生件数が増加した背景には、暴力行為を繰り返してしまう生徒に対する支援等に課題があることが考えられます。

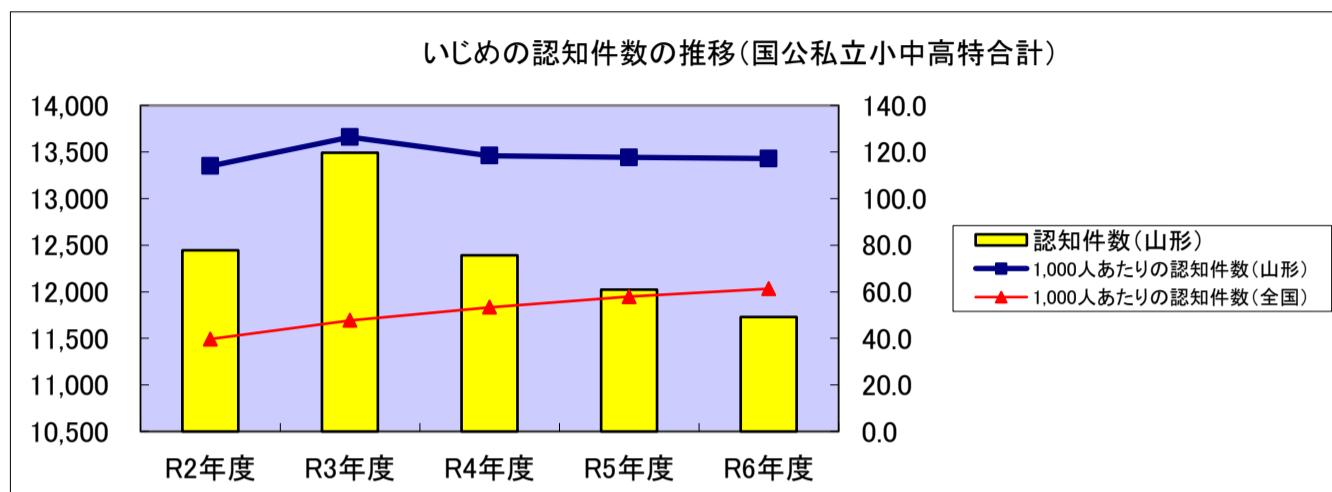
今後も、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門人材の連携による組織的対応を徹底し、児童生徒の心理・発達面、家庭環境面からのサポートを行うことで、暴力行為の未然防止につなげてまいります。

2 いじめについて（国公私立小中高特）

(1) いじめの認知件数の推移

(単位：件)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
認知件数（山形）	12,445	13,492	12,393	12,021	11,731	△ 290
1,000人あたりの認知件数（山形）	114.0	126.4	118.4	117.7	117.2	△ 0.5
1,000人あたりの認知件数（全国）	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3	3.4



(2) 学校種別いじめの認知件数の推移

(単位：件)

年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
小学校	山形	10,363	11,075	10,009	9,432	9,293	△ 139
	全国	420,897	500,562	551,944	588,930	610,612	21,682
中学校	山形	1,773	2,078	2,096	2,244	2,108	△ 136
	全国	80,877	97,937	111,404	122,703	135,865	13,162
高等学校	山形	263	274	226	283	247	△ 36
	全国	13,126	14,157	15,568	17,611	18,891	1,280
特別支援学校	山形	46	65	62	62	83	21
	全国	2,263	2,695	3,032	3,324	3,654	330

※調査対象：通信制高校を含む

※ いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号))。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

【教育委員会コメント】

いじめの認知件数は、令和5年度と比べて290件の減少となりましたが、1,000人あたりの認知件数は高い状態で推移しています。校種別では、小学校、中学校、高等学校で減少、特別支援学校で増加しました。

山形県の認知件数が継続して高い要因としては、本県独自の児童生徒・保護者を対象としたアンケートや、相談体制の充実、児童生徒の心のケア等の丁寧な対応に努め、児童生徒・保護者にとって、学校がいじめを訴えやすい環境として認識されること等があげられます。

前年度と比べて減少した要因としては、小・中・高とも、日常の挨拶活動や、いじめ防止につながるスローガン作成など、児童生徒の意見を基にした活動の継続により、望ましい人間関係を構築する活動が行われているためと捉えています。一方、インターネットを介したトラブルは発見が難しいため、各学校における児童生徒への講話や保護者研修会の実施を通して、家庭と協力して未然防止に取り組むことが重要と捉えています。

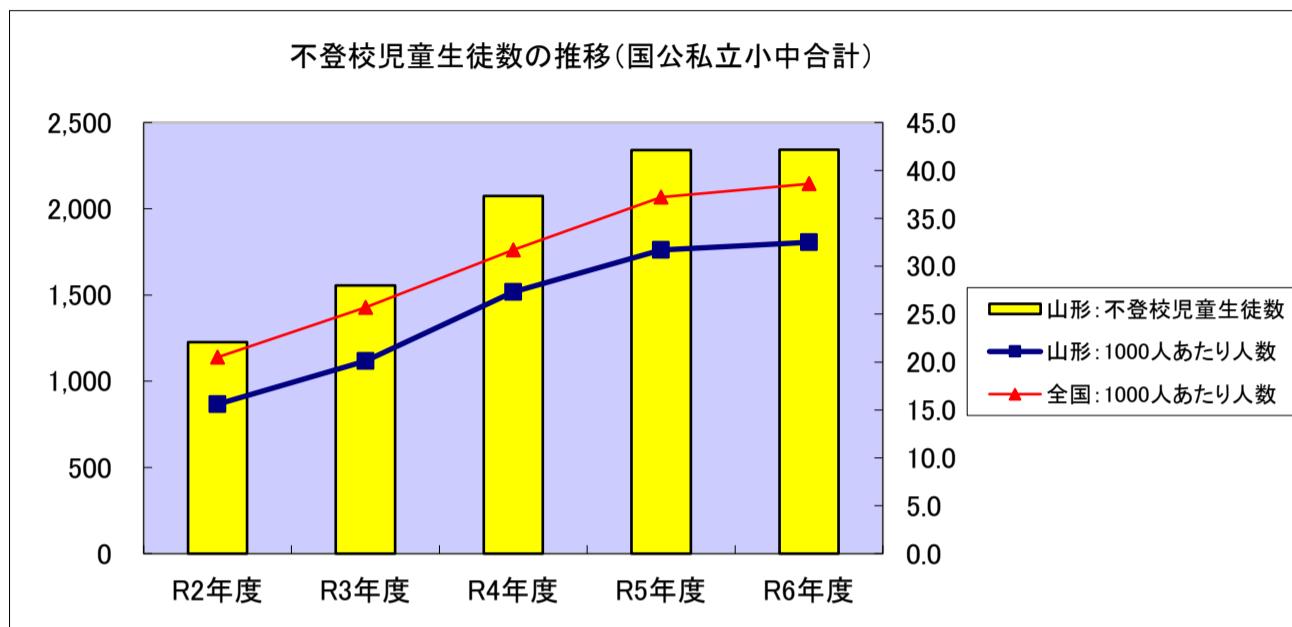
また、本県ではいじめの積極的認知に努め、見逃しを限りなくゼロにし、早期発見・早期対応し、確実に解消するまで組織で丁寧に取り組むことを徹底していることにより、年度内解消率は全国と比べても高くなっています。

今後も、学校内の全ての教育活動を通して、互いを尊重した安心・安全な学校づくりを推進することで、いじめの未然防止につなげてまいります。

3 小中学校の不登校について

(1) 不登校児童生徒数の推移 (国公私立小中合計) (単位：人)

年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
山形	不登校児童生徒数	1,226	1,554	2,073	2,339	2,343	4
	1,000人あたり	15.6	20.1	27.3	31.7	32.5	0.8
全国	不登校児童生徒数	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970	7,488
	1,000人あたり	20.5	25.7	31.7	37.2	38.6	1.4



(2) 小中学校種別の不登校児童生徒数の推移 (国公私立合計) (単位：人)

年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
小学校	山形	不登校児童数	344	428	685	785	849
		1,000人あたり	6.7	8.6	14.0	16.5	18.3
	全国	不登校児童数	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
		1,000人あたり	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0
中学校	山形	不登校生徒数	882	1,126	1,388	1,554	1,494
		1,000人あたり	31.9	41.1	51.9	59.3	58.3
	全国	不登校生徒数	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
		1,000人あたり	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9

※「不登校」の定義

30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く)

【教育委員会コメント】

小中学校の不登校児童生徒数は、小学校では増加、中学校では減少となりました。全国的に増加傾向が続いている中で、中学校では不登校生徒数、1,000人あたりの出現数ともに減少しました。減少の要因については、小学校時代からの継続した支援に加え、各校の未然防止の取組みや、校内教育支援センターの整備など、個々の生徒に寄り添った支援が行われていることによって、不登校傾向の児童生徒も過ごしやすい環境が整えられてきたためと捉えています。

小学校の増加の要因としては、学校を休むことに対する保護者の意識の変化や、学校以外の学びの場が増加し、低学年のうちから多様な選択が可能となったこと等があげられます。

本県では、全ての児童生徒が安全に安心して生活できる環境と、分かりやすく楽しい授業を提供する「居場所づくり」、特別活動等の主体的・協働的な活動を通して児童生徒自らが互いの関係性を深めていく「絆づくり」の取組みを継続しています。

また、学校へスクールカウンセラー、市町村教育委員会へスクールソーシャルワーカーを配置し、心理や福祉の専門家による相談体制を充実させることで、不登校への早期対応を図っています。

県教育委員会として学校・教育委員会・フリースクール等の関係機関の連携を促進するとともに、連携の好事例を共有し、不登校児童生徒と保護者に寄り添った支援体制づくりに努めてまいります。

4 高等学校の不登校及び中途退学について

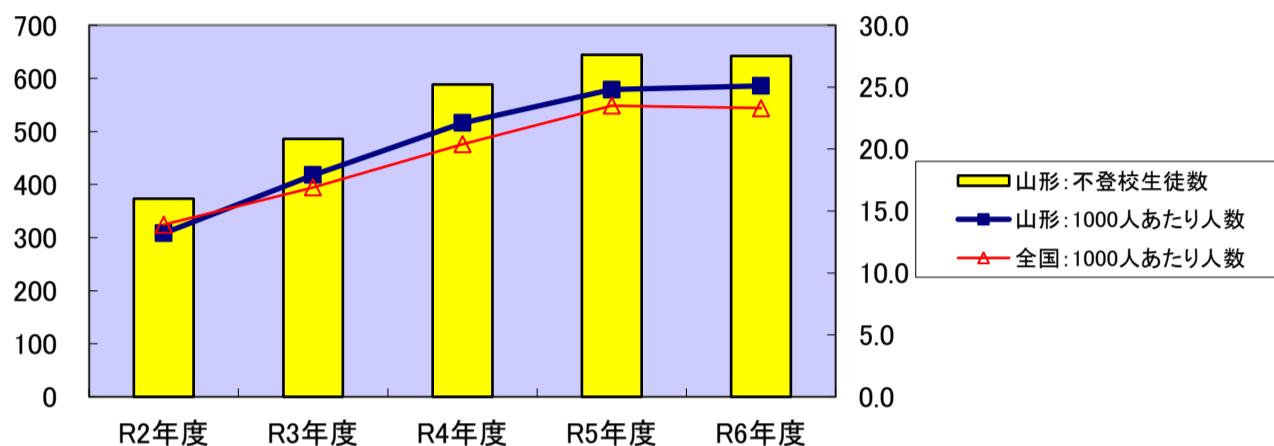
(1) 高等学校の不登校生徒数の推移（国公私立合計）

(単位：人)

年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
山形	不登校生徒数	373	486	588	644	642	△ 2
	1,000人あたり	13.2	17.9	22.1	24.8	25.1	0.3
全国	不登校生徒数	43,051	50,985	60,575	68,770	67,782	△ 988
	1,000人あたり	13.9	16.9	20.4	23.5	23.3	△ 0.2

※調査対象：全日制、定時制高校（通信制高校は含まない）

高等学校の不登校生徒数の推移(国公私立合計)

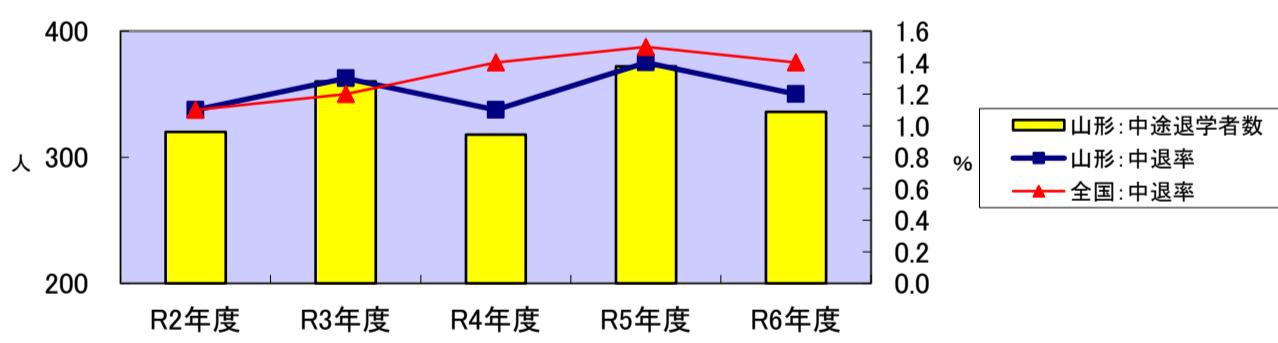


(2) 高等学校における中途退学者数の推移

年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減
山形	中途退学者数 (人)	320	360	318	372	336	△ 36
	中退率 (%)	1.1	1.3	1.1	1.4	1.2	△ 0.2
全国	中途退学者数 (人)	34,965	38,928	43,401	46,238	44,571	△ 1,667
	中退率 (%)	1.1	1.2	1.4	1.5	1.4	△ 0.1

※調査対象：通信制高校を含む

高等学校における中途退学者数の推移



【教育委員会コメント】

本県の高等学校における不登校生徒数は高止まりだったものの、過去と比べて増加幅は小さくなっています。また、中途退学者数は減少しました。

オンライン授業の実施やスクールカウンセラーをはじめとした外部人材を活用した、組織的な対応によるものと考えられます。

不登校や中途退学の未然防止に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を含め、生徒に寄り添った対応に努めてまいります。

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査参考資料

※ ()内の数字は令和5年度の調査結果

1 暴力行為について(山形県 国公私立合計)

(単位:件)

形態別 発生件数	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	計
小学校	2(6)	8(7)	0(0)	1(4)	11(17)
中学校	6(4)	8(7)	3(0)	7(2)	24(13)
高等学校	4(0)	39(18)	3(5)	19(13)	65(36)
合計	12(10)	55(32)	6(5)	27(19)	100(66)

2 いじめについて

(1)いじめ発見のきっかけ

①発見のきっかけの全国との比較(国公私立全校種合計)

全校種(国公私立)		山形県		全国	
		件数	構成比	件数	構成比
学校の教職員等が発見	教職員等が発見	306 (341)	2.6% (2.7%)	98,972 (89,441)	12.9% (12.3%)
	アンケート調査等学校の取組により発見	9,227 (9,762)	78.7% (78.4%)	369,255 (368,460)	48.0% (50.3%)
学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え	1,136 (1,155)	9.7% (9.6%)	150,747 (142,227)	19.6% (19.4%)
	本人の保護者からの訴え	810 (918)	6.9% (7.6%)	106,814 (93,579)	13.9% (12.8%)
その他		252 (186)	2.1% (1.5%)	43,234 (38,861)	5.6% (5.4%)

②いじめの現在の状況(国公私立全校種合計)

	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組み中				その他	
	件数(件)	認知件数に対する割合	いじめを認知してから3か月以上経過しているものの件数	認知件数に対する割合	いじめを認知してから3か月以上経過していないものの件数	認知件数に対する割合	件数(件)	認知件数に対する割合
山形県	10,115 (10,562)	86.2%(87.9%)	734(707)	6.3%(5.9%)	877(740)	7.5%(6.2%)	5(12)	0.0%(0.1%)
全国	585,349 (567,710)	76.1%(77.5%)	60,932(54,851)	7.9%(7.5%)	121,579(108,820)	15.8%(14.9%)	1,162(1,187)	0.2%(0.2%)

(2)いじめ防止対策推進法に関して

①いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体の割合

	策定済	策定に向け検討中	策定するかどうかを検討中	策定しない
山形県(市町村)	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	98.4% (98.3%)	1.0% (1.1%)	0.5% (0.5%)	0.1% (0.1%)

②いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体の割合

	条例による設置	条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	設置に向けて検討中	設置するかどうかを検討中	設置しない
山形県	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(都道府県)	59.6% (59.6%)	40.4% (40.4%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
山形県(市町村)	94.3% (94.3%)	5.7% (5.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	60.1% (59.2%)	27.6% (27.8%)	6.8% (7.2%)	3.7% (3.8%)	1.8% (2.1%)

③いじめ防止対策推進法に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体の割合

ア 教育委員会の付属機関

	設置済	設置に向け検討中	設置するかどうかを検討中	設置しない
山形県	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(都道府県)	83.0% (83.0%)	4.3% (2.1%)	0.0% (0.0%)	12.8% (14.9%)
山形県(市町村)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	79.2% (77.8%)	10.6% (11.6%)	6.9% (6.8%)	3.3% (3.8%)

イ 地方公共団体の長の付属機関

	設置済	設置に向け検討中	設置するかどうかを検討中	設置しない
山形県	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(都道府県)	91.5% (91.5%)	4.3% (2.1%)	4.3% (6.4%)	0.0% (0.0%)
山形県(市町村)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	69.5% (68.2%)	13.9% (14.5%)	10.5% (11.0%)	6.1% (6.4%)

3 理由別長期欠席者数(国公私立小中高等学校)

※ ()内の数字は令和5年度の調査結果

項目	病気		経済的理由		不登校		その他		合計		
	人数	在籍比	人数	在籍比	人数	在籍比	人数	在籍比	人数	在籍比	
小中合計	山形県	432 (480)	0.60% (0.65%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	2,343 (2,339)	3.25% (3.17%)	83 (96)	0.12% (0.13%)	2,858 (2,915)	3.97% (3.95%)
	全国	109,435 (105,838)	1.19% (1.14%)	28 (34)	0.0% (0.0%)	353,970 (346,482)	3.86% (3.72%)	43,537 (41,086)	0.47% (0.44%)	506,970 (493,440)	5.52% (5.29%)
小学校	山形県	191 (207)	0.41% (0.43%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	849 (785)	1.83% (1.65%)	45 (71)	0.10% (0.15%)	1,085 (1,063)	2.34 % (2.23%)
	全国	61,114 (57,905)	1.02% (0.90%)	7 (17)	0.0% (0.0%)	137,704 (130,370)	2.30% (2.02%)	31,840 (29,946)	0.53% (0.46%)	230,665 (218,238)	3.85% (3.38%)
中学校	山形県	241 (273)	0.94% (1.04%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1,494 (1,554)	5.83% (5.93%)	38 (25)	0.15% (0.10%)	1,773 (1,852)	6.91% (7.07%)
	全国	48,321 (47,933)	1.52% (1.46%)	21 (17)	0.0% (0.0%)	216,266 (216,112)	6.79% (6.59%)	11,697 (11,140)	0.37% (0.34%)	276,305 (275,202)	8.67% (8.39%)
高等学校	山形県	166 (176)	0.65% (0.68%)	2 (3)	0.01% (0.01%)	642 (644)	2.51% (2.48%)	21 (41)	0.08% (0.16%)	831 (864)	3.25% (3.33%)
	全国	26,488 (26,268)	0.91% (0.90%)	313 (385)	0.01% (0.01%)	67,782 (68,770)	2.33% (2.35%)	9,025 (9,391)	0.31% (0.32%)	103,608 (104,814)	3.55% (3.58%)

4 中途退学理由(国公私立)

分類	学業不振		学校生活・学業不適応		進路変更		病気・けが・死亡		経済的理由	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
山形県	7 (13)	2.1% (3.5%)	131 (94)	39.0% (25.3%)	155 (219)	46.1% (58.9%)	11 (15)	3.3% (4.0%)	1 (1)	0.3% (0.3%)
全国	2,814 (3,124)	6.3% (6.8%)	15,618 (15,804)	35.0% (34.2%)	18,505 (19,087)	41.5% (41.3%)	1,799 (1,971)	4.0% (4.3%)	549 (567)	1.2% (1.2%)
分類	家庭の事情		問題行動等		その他		合計			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
山形県	6 (7)	1.8% (1.9%)	12 (12)	3.6% (3.2%)	13 (11)	3.9% (3.0%)	336 (372)			
全国	1,306 (1,333)	2.9% (2.9%)	1,506 (1,527)	3.4% (3.3%)	2,474 (2,825)	5.6% (6.1%)	44,571 (46,238)			

5 不登校生徒について把握した事実(国公私立)

※全国の状況(県別のデータは非公表)

小・中学校における不登校の状況について

	不登校生徒数	あいだじめの被害の情報や相談が	あめいだじめたる被害の情報を除くや友人相談が係を	の教職員やとの相談が係を	提出業が見不振やた頻繁な宿題の未	が学校があつたきまり等に関する相談	よ転編入学、があつた等にに関する情報	や家庭相談があつた方にに関する情報	や親子の関わり方があつた方にに関する情報	談生活があつた方にに関する情報	相あそびがあつた方にに関する情報や	な学校等の相に對があつたやる気が出	不安・抑うつの相談があつた	相る障談特が別いあつたにへ障害ての疑いめ含や	相む個別が以外配慮たにへ障害ての疑いめ含や	左記に該当なし
小学校	137,704	2,533 1.8%	16,229 11.8%	6,090 4.4%	21,245 15.4%	2,753 2.0%	5,262 3.8%	14,137 10.3%	23,210 16.9%	36,053 26.2%	2,422 1.8%	41,411 30.1%	33,193 24.1%	13,279 9.6%	11,195 8.1%	8,251 6.0%
中学校	216,266	2,380 1.1%	30,395 14.1%	5,025 2.3%	33,907 15.7%	4,473 2.1%	11,319 5.2%	14,261 6.6%	21,347 9.9%	52,510 24.3%	8,139 3.8%	65,025 30.1%	52,661 24.4%	13,386 6.2%	11,322 5.2%	10,553 4.9%
合計	353,970	4,913 1.4%	46,624 13.2%	11,115 3.1%	55,152 15.6%	7,226 2.0%	16,581 4.7%	28,398 8.0%	44,557 12.6%	88,563 25.0%	10,561 3.0%	106,436 30.1%	85,854 24.3%	26,665 7.5%	22,517 6.4%	18,804 5.3%

高等学校における不登校の状況について

	不登校生徒数	あいだじめの被害の情報や相談が	あめいだじめたる被害の情報を除くや友人相談が係を	の教職員やとの相談が係を	提出業が見不振やた頻繁な宿題の未	が学校があつたきまり等に関する相談	よ転編入学、があつた等にに関する情報	や家庭相談があつた方にに関する情報	や親子の関わり方があつた方にに関する情報	談生活があつた方にに関する情報	相あそびがあつた方にに関する情報や	な学校等の相に對があつたやる気が出	不安・抑うつの相談があつた	相る障談特が別いあつたにへ障害ての疑いめ含や	相む個別が以外配慮たにへ障害ての疑いめ含や	左記に該当なし
全日制	53,128	594 1.1%	6,002 11.3%	690 1.3%	7,148 13.5%	1,037 2.0%	4,096 7.7%	2,373 4.5%	3,631 6.8%	13,726 25.8%	2,190 4.1%	14,241 26.8%	8,727 16.4%	1,198 2.3%	1,261 2.4%	6,136 11.5%
定時制	14,654	48 0.3%	941 6.4%	171 1.2%	1,506 10.3%	139 0.9%	665 4.5%	817 5.6%	913 6.2%	4,061 27.7%	957 6.5%	3,995 27.3%	2,100 14.3%	374 2.6%	242 1.7%	1,951 13.3%
合計	67,782	642 0.9%	6,943 10.2%	861 1.3%	8,654 12.8%	1,176 1.7%	4,761 7.0%	3,190 4.7%	4,544 6.7%	17,787 26.2%	3,147 4.6%	18,236 26.9%	10,827 16.0%	1,572 2.3%	1,503 2.2%	8,087 11.9%

令和6年度 いじめの防止等に係る取組状況の調査結果について

- ①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。
- 数値は、各調査項目に「できている」と回答した学校の割合。

1 いじめ防止等の基本体制

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
①	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②	“学校におけるいじめ防止等の基本的方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
③	学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
④	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	96.4%	97.3%	96.8%	97.9%	96.2%	98.1%	100.0%	100.0%

2 未然防止

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
⑤	自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥	互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑦	児童や生徒が主体となつたいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	95.5%	96.4%	98.9%	99.0%	92.5%	92.3%	83.3%	88.9%

3 早期発見・適切な取組

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
⑧	チェックリストの活用等による子どもも理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.5%	90.4%	100.0%	94.4%
⑨	子どもが相談しやすい環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑩	いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑪	いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑫	いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 ネット上のいじめ対策

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
⑬	パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	94.4%
⑭	ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	87.0%	98.6%	94.7%	100.0%	94.3%	92.3%	88.9%	94.4%

5 家庭・地域社会との連携

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
⑮	“いじめ・非行をなくそう”山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	92.4%	92.3%	93.7%	95.8%	81.1%	84.6%	83.3%	83.3%
⑯	P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	74.5%	91.9%	76.8%	97.9%	54.7%	82.7%	44.4%	66.7%

市町村立小学校（山形県）

- ①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
①	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
②	“学校におけるいじめ防止等の基本的な方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
③	学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
④	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	215	8	96.4%	215	6	97.3%	0.9

2 未然防止

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑤	自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑥	互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑦	児童や生徒が主体となつたいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	213	10	95.5%	213	8	96.4%	0.9

3 早期発見・適切な取組

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑧	チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑨	子どもが相談しやすい環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑩	いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑪	いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑫	いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑬	パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	223	0	100.0%	221	0	100.0%	0.0
⑭	ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	194	29	87.0%	218	3	98.6%	11.6

5 家庭・地域社会との連携

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)	
			できている	できっていない			
⑮	“いじめ・非行をなくそう” 山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	206	17	92.4%	204	17	92.3% △ 0.1
⑯	P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	164	56	74.5%	203	18	91.9% 17.3

市町村・県立中学校（山形県）

- ①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
①	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
②	“学校におけるいじめ防止等の基本的な方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
③	学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
④	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	92	3	96.8%	94	2	97.9%	1.1

2 未然防止

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できていない				
⑤	自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑥	互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑦	児童や生徒が主体となつたいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	94	1	98.9%	95	1	99.0%	0.0

3 早期発見・適切な取組

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できていない				
⑧	チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑨	子どもが相談しやすい環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑩	いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑪	いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑫	いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できていない				
⑬	パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	95	0	100.0%	96	0	100.0%	0.0
⑭	ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	90	5	94.7%	96	0	100.0%	5.3

5 家庭・地域社会との連携

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できていない				
⑮	“いじめ・非行をなくそう” 山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	89	6	93.7%	92	4	95.8%	2.1
⑯	P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	73	22	76.8%	94	2	97.9%	21.1

市・県立高等学校（山形県）※通信制・定時制含む

- ①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
①	国が「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
②	“学校におけるいじめ防止等の基本的な方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
③	学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
④	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	51	2	96.2%	51	1	98.1%	1.9

2 未然防止

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できていない				
⑤	自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
⑥	互いが認め合える安心・安定した学級経営や子どもも理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
⑦	児童や生徒が主体となつたいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	49	4	92.5%	48	4	92.3%	△ 0.1

3 早期発見・適切な取組

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑧	チェックリストの活用等による子どもも理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	49	4	92.5%	47	5	90.4%	△ 2.1
⑨	子どもが相談しやすい環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
⑩	いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
⑪	いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
⑫	いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑬	パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	53	0	100.0%	52	0	100.0%	0.0
⑭	ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	50	3	94.3%	48	4	92.3%	△ 2.0

5 家庭・地域社会との連携

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑮	“いじめ・非行をなくそう” 山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	43	10	81.1%	44	8	84.6%	3.5
⑯	P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	29	24	54.7%	43	9	82.7%	28.0

県立特別支援学校（山形県）

- ・①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
①	国が「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている「いじめの定義」が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
②	「学校におけるいじめ防止等の基本的な方針」に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
③	学校に設置した「いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織」により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
④	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0

2 未然防止

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)		
			できている	できっていない				
⑤	自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑥	互いが認め合える安心・安定した学級経営や子どもも理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑦	児童や生徒が主体となつたいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	15	3	83.3%	16	2	88.9%	5.6

3 早期発見・適切な取組

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)	
			できている	できっていない			
⑧	チェックリストの活用等による子どもも理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	18	0	100.0%	17	1	94.4% △ 5.6
⑨	子どもが相談しやすい環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%
⑩	いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%
⑪	いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%
⑫	いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%

4 ネット上のいじめ対策

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)	
			できている	できっていない			
⑬	パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	16	2	88.9%	17	1	94.4% 5.6
⑭	ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	16	2	88.9%	17	1	94.4% 5.6

5 家庭・地域社会との連携

	令和5年結果 (学校数)	令和5年 できている と回答した 学校の割合	令和6年結果 (学校数)		令和6年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R6-R5 (ポイント)	
			できている	できっていない			
⑮	“いじめ・非行をなくそう” 山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	15	3	83.3%	15	3	83.3% 0.0
⑯	P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	8	10	44.4%	12	6	66.7% 22.2

令和7年度第1期いじめに関する定期調査の結果について

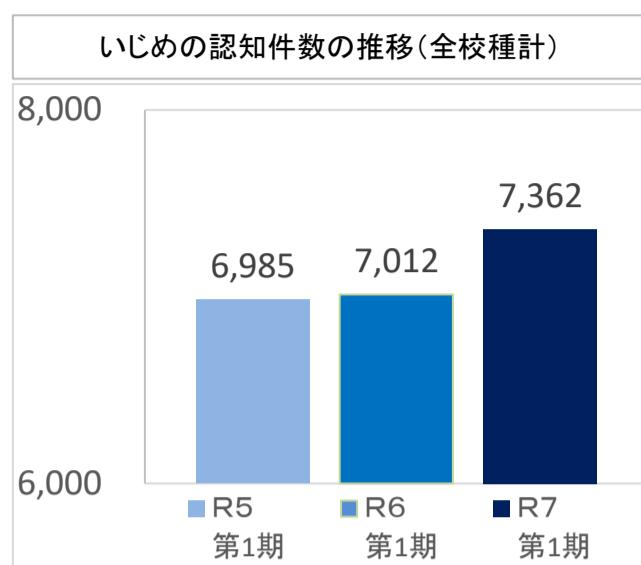
1 調査期間

令和5年度：令和5年4月1日～令和5年7月31日
 令和6年度：令和6年4月1日～令和6年7月31日
 令和7年度：令和7年4月1日～令和7年7月31日

2 令和7年4月1日～令和7年7月31日間に認知したいじめの状況

(1)学校種別いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
R5 第1期	5,699 件	1,167 件	91 件	28 件	6,985 件
R6 第1期	5,689 件	1,206 件	82 件	35 件	7,012 件
R7 第1期	5,983 件	1,235 件	101 件	43 件	7,362 件
R7-R6 増減	294 件	29 件	19 件	8 件	350 件
R7-R6 増減率	5.2 %	2.4 %	23.2 %	22.9 %	5.0 %



(2)いじめの発見のきっかけ(全校種合計)

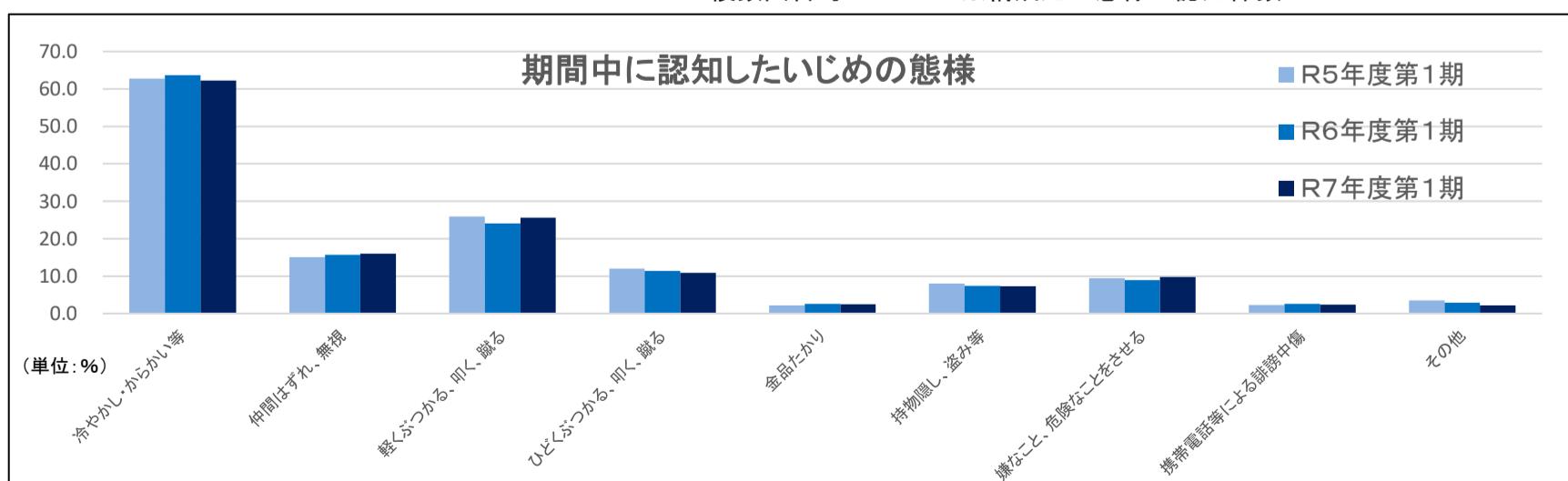
	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	168 件	2.4 %	167 件	2.4 %	214 件	2.9 %
アンケート調査等学校の取組により発見	5,653 件	80.9 %	5,702 件	81.3 %	5,940 件	80.7 %
本人からの訴え	587 件	8.4 %	605 件	8.6 %	642 件	8.7 %
本人の保護者からの訴え	500 件	7.2 %	418 件	6.0 %	476 件	6.5 %
その他	77 件	1.1 %	120 件	1.7 %	64 件	0.9 %

(3)期間中に認知した、いじめの態様 (全校種合計)

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①冷やかし・からかい等	4,381 件	62.7 %	4,466 件	63.7 %	4,583 件	62.3 %
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,054 件	15.1 %	1,098 件	15.7 %	1,179 件	16.0 %
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,812 件	25.9 %	1,689 件	24.1 %	1,887 件	25.6 %
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	839 件	12.0 %	800 件	11.4 %	797 件	10.8 %
⑤金品をたかられる。	155 件	2.2 %	181 件	2.6 %	179 件	2.4 %
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	558 件	8.0 %	519 件	7.4 %	538 件	7.3 %
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	656 件	9.4 %	623 件	8.9 %	715 件	9.7 %
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいじめをされる。	158 件	2.3 %	184 件	2.6 %	173 件	2.3 %
⑨その他	242 件	3.5 %	201 件	2.9 %	157 件	2.1 %

複数回答可

※構成比=態様／認知件数×100



県全体のいじめ認知件数は全ての校種で増加した。増加の要因については、児童生徒と保護者のいじめの定義に対する理解が進んできていることと、学校の相談体制の充実により、学校がいじめを訴えやすい環境であることが浸透していること、6月アンケート時の面談を通していじめの多くが認知されたこと等を要因として、1期調査時点での認知数が増加したためと捉えている。

いじめの態様では、例年同様「冷やかし、からかい、悪口など」といった言葉によるいじめの認知数が最も多く、次いで「軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたりけられたりする」が多く認知されている。

本県では、これまでも全児童生徒・保護者を対象に統一項目でのいじめ発見アンケートと、その結果をもとにした面談をセットで実施しており、安心してアンケートに答えたり相談したりしやすい環境が定着している。このため、「アンケート調査等の学校の取組」をきっかけとして、いじめが認知される割合が高くなる傾向にある。

県教育委員会では、いじめ未然防止と理解促進のために「いじめを許さない、見逃さないためのリーフレット」の授業等での活用を小中学校に依頼している。今後も、いじめの積極的認知と早期対応、適切な対応によって早期解決ができるよう、各研修等を通して教職員の力を高めていきたい。

3 同集団における認知件数の経年推移(小中)

単位:件

R 5年度 第1期		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1
		1,048	1,159	1,094	978	776	644	614



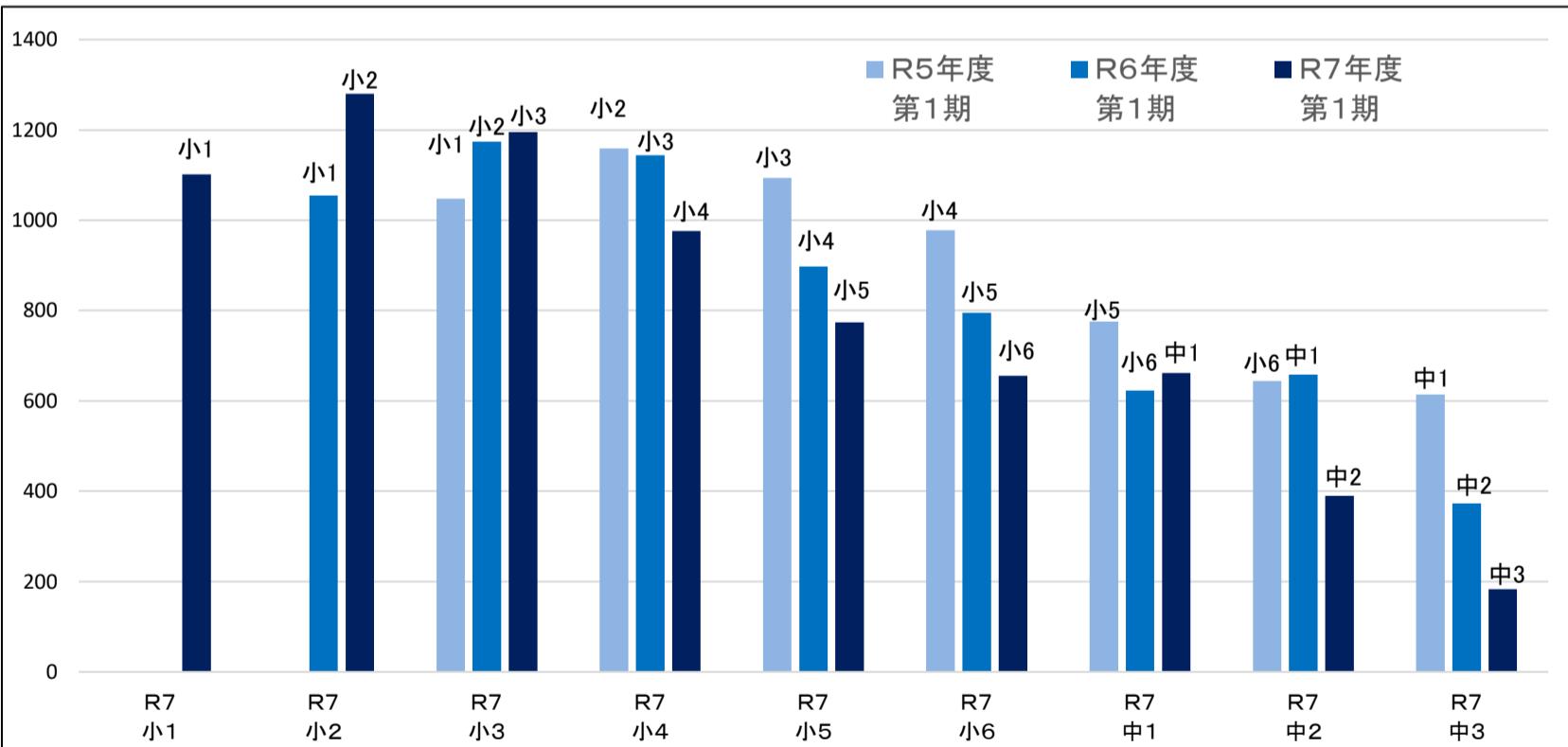
R 6年度 第1期		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
		1,055	1,174	1,144	898	795	623	658	373



R 7年度 第1期		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
		1,102	1,280	1,195	976	774	656	662	390	183
R7-R6 増減	-	225	21	△ 168	△ 124	△ 139	39	△ 268	△ 190	

<表とグラフの見方の例>

令和5年度小学1年生について、令和6年度小学2年時、令和7年度小学3年時における認知件数を並べ、経年変化を表したもの。



同一集団で見ると、小学2・3年をピークに、学年が進むにつれいじめの認知数は減少していくのが分かる。これは発達に応じて規範意識が高まることに加え、各学校の「居場所づくり」、「絆づくり」の取組等による未然防止の取組等の積み重ねにより、相互理解に基づく人間関係が構築され、集団内の軋轢が減少していくためと捉えている。

また、年度ごとの学年別認知数でみると、毎年小学校2年生でいじめが多く認知され、小学3年生からは減少していく。ただし、中学1年については、複数小学校からの中学校入学による環境の変化と、人間関係の多様化により、他の学年でみられるような減少ではなく、若干上昇する傾向がある。その後は、再び大きく減少していく。

小学校調査結果

1 学校数

R5年度：(223) R6年度：(221) R7年度：(221)

2 令和7年4月1日～令和7年7月31日間に認知したいじめの状況

(1)いじめの件数及び学年別内訳

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5 第1期	1,048 件	1,159 件	1,094 件	978 件	776 件	644 件	5,699 件
R6 第1期	1,055 件	1,174 件	1,144 件	898 件	795 件	623 件	5,689 件
R7 第1期	1,102 件	1,280 件	1,195 件	976 件	774 件	656 件	5,983 件
R7-R6 増減	47 件	106 件	51 件	78 件	△ 21 件	33 件	294 件

(2)いじめの発見のきっかけ

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	114 件	2.0 %	110 件	1.9 %	128 件	2.1 %
アンケート調査等学校の取組により発見	4,754 件	83.4 %	4,808 件	84.5 %	5,016 件	83.8 %
本人からの訴え	393 件	6.9 %	399 件	7.0 %	395 件	6.6 %
本人の保護者からの訴え	391 件	6.9 %	297 件	5.2 %	382 件	6.4 %
その他	47 件	0.8 %	75 件	1.3 %	62 件	1.0 %

(3)期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,603 件	63.2 %	3,639 件	64.0 %	3,713 件	62.1 %
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	906 件	15.9 %	924 件	16.2 %	1,010 件	16.9 %
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,621 件	28.4 %	1,473 件	25.9 %	1,655 件	27.7 %
④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	781 件	13.7 %	719 件	12.6 %	716 件	12.0 %
⑤ 金品をたかられる。	138 件	2.4 %	152 件	2.7 %	142 件	2.4 %
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	443 件	7.8 %	422 件	7.4 %	448 件	7.5 %
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	585 件	10.3 %	540 件	9.5 %	623 件	10.4 %
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいわなことをされる。	50 件	0.9 %	64 件	1.1 %	64 件	1.1 %
⑨ その他	209 件	3.7 %	164 件	2.9 %	133 件	2.2 %

※構成比＝態様／認知件数×100

中学校調査結果

1 学校数

R5年度：(95) R6年度：(96) R7年度：(96)

2 令和7年4月1日～令和7年7月31日間に認知したいじめの状況

(1)いじめの件数及び学年別内訳

	1年生	2年生	3年生	合計
R5 第1期	614 件	326 件	227 件	1,167 件
R6 第1期	658 件	373 件	175 件	1,206 件
R7 第1期	662 件	390 件	183 件	1,235 件
R7-R6 増減	4 件	17 件	8 件	29 件

(2)いじめの発見のきっかけ

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	45 件	3.9 %	52 件	4.3 %	68 件	5.5 %
アンケート調査等学校の取組により発見	826 件	70.8 %	813 件	67.4 %	845 件	68.4 %
本人からの訴え	167 件	14.3 %	184 件	15.3 %	213 件	17.2 %
本人の保護者からの訴え	102 件	8.7 %	117 件	9.7 %	83 件	6.7 %
その他	27 件	2.3 %	40 件	3.3 %	0 件	0.0 %

(3)期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	709 件	60.8 %	756 件	62.7 %	795 件	64.4 %
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	117 件	10.0 %	157 件	13.0 %	150 件	12.1 %
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	176 件	15.1 %	206 件	17.1 %	215 件	17.4 %
④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	58 件	5.0 %	74 件	6.1 %	77 件	6.2 %
⑤ 金品をたかられる。	16 件	1.4 %	25 件	2.1 %	35 件	2.8 %
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	111 件	9.5 %	94 件	7.8 %	81 件	6.6 %
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	66 件	5.7 %	79 件	6.6 %	77 件	6.2 %
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	99 件	8.5 %	111 件	9.2 %	99 件	8.0 %
⑨ その他	28 件	2.4 %	21 件	1.7 %	12 件	1.0 %

※構成比=態様／認知件数×100

高等学校調査結果

1 学校数

R5年度：(53) R6年度：(52) R7年度：(50)

2 令和7年4月1日～令和7年7月31日間に認知したいじめの状況

(1)いじめの件数及び学年別内訳

	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
R5 第1期	30件	39件	22件	0件	91件
R6 第1期	33件	32件	17件	0件	82件
R7 第1期	39件	39件	21件	2件	101件
R7-R6 増減	6件	7件	4件	2件	19件

(2)いじめの発見のきっかけ

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	6件	6.6%	4件	4.9%	11件	10.9%
アンケート調査等学校の取組により発見	53件	58.2%	50件	61.0%	52件	51.5%
本人からの訴え	24件	26.4%	20件	24.4%	27件	26.7%
本人の保護者からの訴え	6件	6.6%	3件	3.7%	9件	8.9%
その他	2件	2.2%	5件	6.1%	2件	2.0%

(3)期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	54件	59.3%	55件	67.1%	64件	63.4%
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	27件	29.7%	15件	18.3%	17件	16.8%
③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	8件	8.8%	6件	7.3%	6件	5.9%
④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	0件	0.0%	2件	2.4%	1件	1.0%
⑤ 金品をたかられる。	1件	1.1%	4件	4.9%	1件	1.0%
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3件	3.3%	2件	2.4%	5件	5.0%
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3件	3.3%	2件	2.4%	4件	4.0%
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	8件	8.8%	7件	8.5%	9件	8.9%
⑨ その他	3件	3.3%	9件	11.0%	11件	10.9%

※構成比＝態様／認知件数 * 100

特別支援学校調査結果

1 学校数

R4年度：(18) R5年度：(18) R6年度：(18)

2 令和7年4月1日～令和7年7月31日間に認知したいじめの状況

(1)いじめの件数及び学部別内訳

	小学部	中学部	高等部	合計
R5 第1期	4 件	7 件	17 件	28 件
R6 第1期	6 件	6 件	23 件	35 件
R7 第1期	9 件	15 件	19 件	43 件
R7-R6 増減	3 件	9 件	△ 4 件	8 件

(2)いじめの発見のきっかけ

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	3 件	10.7 %	1 件	2.9 %	7 件	16.3 %
アンケート調査等学校の取組により発見	20 件	71.4 %	31 件	88.6 %	27 件	62.8 %
本人からの訴え	3 件	10.7 %	2 件	5.7 %	7 件	16.3 %
本人の保護者からの訴え	1 件	3.6 %	1 件	2.9 %	2 件	4.7 %
その他	1 件	3.6 %	0 件	0.0 %	0 件	0.0 %

(3)期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R5年度第1期		R6年度第1期		R7年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	15 件	53.6 %	16 件	45.7 %	11 件	25.6 %
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	4 件	14.3 %	2 件	5.7 %	2 件	4.7 %
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	7 件	25.0 %	4 件	11.4 %	11 件	25.6 %
④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	0 件	0.0 %	5 件	14.3 %	3 件	7.0 %
⑤ 金品をたかられる。	0 件	0.0 %	0 件	0.0 %	1 件	2.3 %
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1 件	3.6 %	1 件	2.9 %	4 件	9.3 %
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2 件	7.1 %	2 件	5.7 %	11 件	25.6 %
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	1 件	3.6 %	2 件	5.7 %	1 件	2.3 %
⑨ その他	2 件	7.1 %	7 件	20.0 %	1 件	2.3 %

※構成比=態様／認知件数×100

いじめの防止等に向けた主な取組み

方針

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものであるという共通認識のもと、
未然防止、早期発見、適切な対応を重点として、組織的かつ迅速に対応する。

現状

課題

主な取組み

重点1 未然防止

○令和6年度のいじめ認知件数
11,731件、児童生徒千人あたり
の認知件数 117.2 件（全国平均
61.3 件）

○PCや携帯電話等を介したい
じめが、前年と同程度の水準で
推移（R6:184件、R7:173件）

○各学校におけるいじめ防止に
関わるPTA中心の取組み等
の実施率が、前年度と比べて全
校種で上昇
(小 74.9%→91.9%、中 76.8%→97.9%、
高 54.7%→82.7%、特 44.4%→66.7%)

- (1) 未然防止に関して、「居場所づくり」「絆づくり」の具体的な取組み方法の周知が必要
- (2) ICT機器の普及、機能等の多様化により、発見が難しい状況が生まれており、SNSトラブル未然防止の取組みが必要
- (3) いじめの定義、いじめの態様等について、児童生徒、保護者、教職員のさらなる共通理解が必要

- (1) 他人を思いやり、安心して生活を送ることができる取組みの推進**
 - ①児童生徒が安心できる「居場所づくり」の推進
 - ・多様な考え方が表明できる場を設定した授業の推進
 - ・互いの思いを理解しあうロールプレイングを取り入れた道徳等の実施
 - ②児童生徒が主体的に取り組む「絆づくり」の推進
 - ・自他を認め合う、学級活動や児童・生徒会活動の実施
 - ③各学校の「居場所づくり」「絆づくり」の横展開の推進
 - ・不登校未然防止推進校（小35校、中20校）の取組みの普及【拡充】
 - ・「居場所づくり」「絆づくり」の取組み事例集の作成・周知【新規】
- (2) ネットトラブル等への対応**
 - ①情報モラル教育の推進
 - ・いじめ解決支援チーム、警察、通信業者等による講話・出前授業の実施
 - ・家庭での課題に対応した、各学校におけるPTA研修会の実施
- (3) 児童生徒、保護者、教職員に対するいじめについての共通理解の促進**
 - ①いじめの定義、いじめの態様等を記載したリーフレットの活用
 - ②“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の実施

重点2 早期発見

○いじめの発見は、山形県独自の
児童生徒・保護者を対象とした、いじめ発見調査アンケート
と面談によるものが、認知全体の 78.7%

- (1) スクールカウンセラー等との連携による、児童生徒や保護者が日常的に相談しやすい環境づくりが必要

- (1) 児童生徒や保護者が日常的に相談しやすい環境づくりの推進**
 - ①本県独自の児童生徒・保護者を対象とした、いじめ発見調査アンケート及び児童生徒との面談の実施
 - ②電話・メールによるいじめに関する相談窓口の設置（24 時間）
 - ③公立高等学校の生徒に対するSNS相談の実施（7月～9月）
 - ④スクールカウンセラーの配置拡充と活用促進
 - ・全公立中学校・県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
 - ・大規模中学校区の小学校6校にスクールカウンセラーを配置【新規】
 - ・4教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザーを配置【新規】
 - ・スクールカウンセラーを対象とした研修会を実施【新規】

重点3 適切な対応

○令和6年度に認知されたいじめのうち、年度内の解消率は
86.2%（全国平均 76.1%）
※令和5年度に認知したいじめの令和6年度末の解消率
は 99.5%（公立のみ）

○初期対応時の保護者との連携不足による事案の長期化

- (1) いじめの解消・再発防止に向け、「チーム学校」としての効果的なケアやサポート体制の充実が必要
- (2) いじめへの組織的な対応等について、各学校において定期的な点検・見直しが必要

- (1) チーム学校としての効果的なケアやサポートの実施**
 - ①児童生徒支援加配教員（小中）、子どもふれあいセンター（小）の配置
 - ②エリアスクールソーシャルワーカー・青少年指導担当の配置（教育事務所）
 - ③スクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置（17市町村）
 - ④県立高等学校にスクールソーシャルワーカーの配置（4拠点校）
 - ⑤スクールロイヤーによる相談体制の充実と、教員向け研修会の開催
- (2) 各学校のいじめ防止基本方針に則った実効性のある取組みの実施**
 - ①各学校のいじめ防止基本方針及び学校評価のいじめ対応の取組みの、点検・見直しの実施
 - ②「いじめ重大事態の対応チェックリスト」の周知・点検【新規】

《教職員等の資質向上》

- ①いじめ防止等に係る教員研修の充実
 - ・生徒指導に関わる研修の実施
 - ・道徳・人権教育の研修の実施
- ②地区いじめ・不登校防止連絡協議会（4教育事務所で実施）の開催
 - ・いじめ重大事態の対応をテーマとした講話と事例検討【新規】
- ③教育相談関係研修会の開催
 - ・スクールソーシャルワーカー、市町村の教育相談員等を対象にした講話と自校の相談事例の検討
- ④スクールカウンセラーによる教職員への校内研修の実施【拡充】

《関係機関等との連携》

- ①外部専門家や関係機関との連携
 - ・各教育事務所のいじめ解決支援チームによる支援（小・中）
 - ・いじめ防止等の対策のための組織による支援（高校・特支）
 - ・外部専門家の各学校への派遣スクールロイヤー エリアカウンセラー 等
 - ・県教育委員会と県警察本部、県福祉担当課等との連携
 - ・ケース会議や要保護児童対策地域連絡協議会等における、各学校と市町村の福祉担当課・警察・地域との連携
- ②学校と家庭との連携
 - ・各学校のいじめ防止基本方針の保護者への周知
 - ・保護者のいじめアンケートの回答等に対する学校の相談体制の充実

○山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例をここに公布する。

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 山形県いじめ問題対策連絡協議会（第 4 条—第 9 条）
- 第 3 章 山形県いじめ問題審議会（第 10 条—第 17 条）
- 第 4 章 山形県いじめ重大事態再調査委員会（第 18 条—第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条、第 14 条第 1 項及び第 3 項、第 30 条第 2 項並びに第 31 条第 2 項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（山形県いじめ防止基本方針）

第 3 条 県は、法第 12 条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第 2 章 山形県いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（組織）

第 5 条 連絡協議会は、会長 1 人及び委員 30 人以内で組織する。

（会長）

第 6 条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第 7 条 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（招集）

第 8 条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第 3 章 山形県いじめ問題審議会

（設置）

第 10 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 11 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項。

（2） 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関する事項。

（組織）

第 12 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 13 条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第 14 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第16条 審議会の会議及び調査の手続（県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。）は、公開しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

(組織)

第20条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第21条 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

(委員長)

第22条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第24条 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いじめの現状等に係る調査（資料2～4）の基本情報

【資料2】令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 調査主体 文部科学省
- 調査対象 国公私立小学校（県内222校） 国公私立中学校（県内96校）
国公私立高等学校（県内57校） 国公私立特別支援学校（県内19校）
- 調査期間 令和6年度間
- 調査項目 ・暴力行為 ・いじめ ・長期欠席 ・高等学校中途退学 等

【資料3】令和6年度いじめ防止対策に係る取組に関する点検

- 調査主体 山形県教育委員会
- 調査対象 県内公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校
- 調査期間 令和7年1月31日～令和7年3月6日
- 調査項目 ・いじめの防止等の基本体制 ・未然防止
・早期発見・適切な取組み ・ネット上のいじめ対策 等

【資料4】いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題に関する実態調査（第1期）

- 調査主体 山形県教育委員会
- 調査対象 県内公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校
- 調査期間 1期 令和7年4月1日～令和7年7月31日
2期 令和7年8月1日～令和7年12月31日
3期 令和8年1月1日～令和8年3月31日
- 調査目的 令和7年度における各学校のいじめ防止対策に係る取組状況の把握
- 調査項目 ・いじめの実態 ・いじめの解消状況についての追跡調査 等